

京都市告示第655号

令和6年1月10日京都市告示第521号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和8年2月12日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人環境市民	京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225番地 第二ふや町ビル206号室

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人環境市民	京都市山科区音羽沢町10-18

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)